

## 平成25年度「広域的地域間共助推進事業」募集要領

平成25年4月17日  
国土交通省国土政策局

### 1. 事業の趣旨

東日本大震災においては、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した事例が見られました。

このような取組を有効に機能させるためには、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざというときの手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPOなど幅広い関係者を巻き込み、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが必要です。

このため、①今後発生し得る広域的な巨大災害への備えに万全を期する観点から、同時被災リスクの少ない複数の地域における、②行政、民間企業、NPO等の多様な主体が地域を越えて広く連携し、③それぞれ保有する資源、ノウハウ、マンパワーなどを有機的に結び付けながら、④地域活性化等のための平時の枠組みを活かしつつ、これと合わせて災害時の支援・受援に向けた連携の取組や非常時の助け合いの取組（以下「広域的地域間共助」という。）を同時に進めていく事業（以下「広域的地域間共助推進事業」という。）を円滑に実施するための環境整備を図り、地域活性化のみならず、地域の安心・安全の確保にも繋げることが必要です。

このため本事業では、**2. 募集要領（2）応募主体**に示す要件を満たした「協議会」・「主体」（以下、「実施主体」という。）のうち、**3. 応募について（2）選定基準**に基づき、広域的地域間共助推進事業を拡大・推進する上で参考となると認められる実施主体の先進的な活動を支援し、地域において共助の具体的な取組を実際に行うことを通じて、取組を進める上での課題の抽出と分析、効果的な共助のあり方や推進方策について検討を行うことを目的としています。また、得られた知見・ノウハウを広く展開することにより、広域的地域間共助の推進を図ります。

### 2. 募集要領

#### （1）対象とする事業内容

広域的地域間共助の推進に参考となる実施主体が実施する事業内容は次に

掲げるものを想定します。

- ① 「広域的地域間共助」の関係を構築するため、複数の地方公共団体および民間団体（民間企業、NPO等）等多様な主体で構成する「協議会」を設立し、「広域的地域間共助推進事業」を行うため、地域活性化のみならず、大規模・広域災害への備えに資する活動計画を策定する。
- ② 策定した活動計画に基づき、「協議会」を構成する主体が連携して、地域活性化のみならず、大規模・広域災害への備えに資する「広域的地域間共助」による具体的な取組を行う。
- ③ ①②の取組を進める上で生じた課題の抽出と分析、および効果的な共助のあり方や共助の推進に向けた検討を行う。また、国が「広域的地域間共助」を推進するために必要な施策の提案を行う。

## （２）応募主体

以下の要件を満たした「協議会」あるいは「協議会」設立を予定している主体（地方公共団体、民間団体等）のグループであることが条件です。

- ① 「協議会」は、2つ以上の地方公共団体<sup>\*1</sup>および1つ以上の民間団体（民間企業、NPO等）等多様な主体で構成されていること。
- ② 応募締切時点までに「協議会」設立済みあるいは設立が予定<sup>\*2</sup>されているもの。
- ③ 下記について、明確に定款その他の「協議会」構成員間の取り決めに定められていること、あるいは定められる予定があること。もしくは、協議会を構成する予定である主体のうちの1つが代表して、会計処理を行うもの<sup>\*3</sup>。
  - ・ 代表者その他の構成員の名簿
  - ・ 組織としての意思決定の方法
  - ・ 事務処理及び会計処理の方法
- ④ 構成員となっている民間団体が下記の欠格要件を満たしていないこと。
  - ・ その代表者<sup>\*4</sup>が、成年被後見人又は被保佐人である。
  - ・ その代表者<sup>\*4</sup>が、破産者で復権を得ていない者である。
  - ・ その代表者<sup>\*4</sup>が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は刑

- の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
- その代表者<sup>※4</sup>が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
  - その代表者<sup>※4</sup>が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
  - その代表者<sup>※4</sup>及び従業員が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者である。

- ※1 原則、都道府県境を越える地方公共団体の組合せであること。
- ※2 「協議会」設立予定の場合は、協議会を構成する予定である主体の連名もしくは、主体の1つが代表して申請するものとします。一つの主体が代表して申請する場合、その他の構成する主体が協議会に参加する意志（同意書、参加証明書等）があることを示す必要があります。
- ※3 代表する主体が民間団体等である場合、適切に会計処理が行われる団体であるか（会計規則等）を示す必要があります。
- ※4 代表者とは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいいます。

### （3）対象となる事業経費

- ①本事業の契約は、予算総額7,500万円の範囲内において、10件程度（（1）事業内容①の段階（協議会設立、活動計画策定）までを行う事業については、1事業あたり上限500万円程度、（1）事業内容②の段階（具体的な取組）まで進む事業については、1事業あたり上限1,000万円程度）を想定しています。

- ※ 事業内容に応じて、上限額を調整させて頂く場合があります。
- ※ 選定後、総額予算の範囲内で事業実施内容を調整させて頂く場合があります。

②本事業において対象とする経費は、人件費（地方公共団体職員の人件費を除く。）、会場借上費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、物品のリース料、旅費（地方公共団体職員の旅費を除く。）、謝金等とします。また、事業実施内容に応じた具体的な想定例は、以下を想定しています。

（例）

（1）事業内容①の段階（協議会設立、活動計画策定）

- ・協議会設立（合意形成のためのワークショップ・会議等の開催経費）
- ・活動計画の策定（データ収集・分析・現況調査等に要する経費、専門家招請・意見聴取に要する経費、地域住民の意識調査等のためのアンケート調査等）

（2）事業内容②の段階（具体的な取組）

- ・活動計画に基づく具体的な取組の実施（活動周知のための広報、活動実施に必要な消耗品の購入、物品のリース・運搬・燃料等に要する経費、住民交流のための会場借上費等）

なお、活動報告会等に必要となる経費（印刷製本費、報告会への参加旅費等）については（1）（2）共通。

※ 本事業は、原則として協議会を構成する主体が自ら行うこととします。協議会を構成する主体以外の者に当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く）を委託（「再委託」といいます）することも可能ですが、この場合あらかじめ国土交通省国土政策局長の承諾を得る必要があります。金額にして本事業費の1/3を越えて再委託することはできません。また、事業の主たる部分を再委託することはできません。

③以下のような経費は措置の対象とはなりません。

- ・国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ・恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれ得ない経費
- ・地方公共団体職員の人件費
- ・営利のみを目的とした活動とみなせるものに関する経費
- ・一過性、単発でのイベント等の実施に関する経費

- ・活動の主たる部分を採択主体以外の者に委託する場合の経費

#### (4) 事業の実施期間

平成26年3月14日（金）までに終了することとします。

#### (5) 事業の成果

- ・報告書は、国土交通省のホームページ等で公開します。
- ・国土交通省は、事業の実施内容を広く周知するとともに、コンテンツを広く利活用可能な形で整理します。
- ・事業の活動報告会（公開）の開催を予定しています。

### 3. 応募について

#### (1) 提出書類

応募の際は、下記様式に事業の実施内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔、明瞭に記入の上、ご提出下さい。

なお、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

- ① 様式1：応募用紙
- ② 様式2：参考見積書（概算）

#### (2) 応募期間

平成25年4月17日（水）～平成25年5月22日（水）17：00まで。

#### (3) 提出方法及び問い合わせ先

提出書類は電子データをメール送信にて提出願います。メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします。

#### 【提出先、確認先及び問い合わせ先】

国土交通省国土政策局広域地方政策課広域制度企画室 松田・秋山

TEL：（代表）03-5253-8111（内線）29-921

Mail：[nrbkks@ou.mlit.go.jp](mailto:nrbkks@ou.mlit.go.jp)

※ 提出書類が応募期間の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんので、ご注意ください。

※ 締切日以降の提出書類の修正・差替は原則として受け付けませんので、ご留意下さい。

※ 応募書類等は返却いたしませんので、ご留意下さい。

#### 4. 事業の選定について

##### (1) 選定方法

外部の有識者からなる「『新しい公共』・官民広域連携推進会議」（以下「推進会議」といいます）の意見を踏まえ、(2)に示す「選定基準」に従って、応募締切までに応募のあった実施主体の中から、広域的地域間共助を推進する上で参考となると認められる事業を行う実施主体を選定します。

##### (2) 選定基準

実施主体の選定にあたっては、以下の観点から、総合的に評価を行います。

###### ○形式審査（必ず満たす必要がある項目）

- ①応募主体が、**2. 募集要領（2）応募主体**に掲げる実施主体であること。
- ②応募事業が、**2. 募集要領（1）事業内容**に掲げる事業であること。

###### ○内容審査（それぞれの項目について、優れたものに加点を行う。）

###### ①広域的地域間共助の取組の適合性

取組が各地域での助け合いにつながるものになっているかなど、取組内容が本事業の趣旨に合致していること。

###### ②広域的地域間共助の取組の的確性

地域の特性、課題などを的確に把握し、それを踏まえた取組内容となっていること。

###### ③広域的地域間共助の取組の有効性

各地域・各主体の連携内容がそれぞれが持つ資源、ノウハウ、マンパワーなどを活用した具体的なものであり、取組による効果が十分見込まれること。

###### ④広域的地域間共助の取組の先進性

取組内容が先進的な取組であり、他の地域での取組の参考となるものであること。

⑤広域的地域間共助の取組の実現可能性

取組にあたって、過去の類似のした連携の取り組み状況などを踏まえ、着実に事業を実施できる可能性があること。

⑥広域的地域間共助の取組の持続可能性

取組内容が一過性のものではなく、人的・物的・資金的な面から本事業終了後も地域が主体的に取り組めるものとなっていること。

⑦広域的地域間共助の取組の分野の多様性

地域活性化のための平時の交流と災害時の協力関係構築を同時に進めていく上で、平時の交流が多岐にわたる分野で取り組まれ、分野横断・複合的な取組により効果が望まれることとなっていること。

※ 取組内容の分野等の考慮

選定する取組内容が特定の分野等に集中しないよう、採択案件の決定にあたっては、必要な調整を行う場合があります。

※ 選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

## 5. 採択結果の通知

採択の結果は、4. モデル事業の選定について（1）選定方法で示した会議の審議結果を踏まえた後、5月末頃、文書にて通知いたします。

## 6. 選定後の事業実施について

- ・選定された実施主体は、事務局（当該事業とは別に国土交通省から委託された者）と調整を行い、事業を実施します。
- ・選定された実施主体は、契約内容、及び選定内容に従って、広域的地域間共助に取り組み、事業の実施状況、経費の整理、取組の効果等を、事務局に報告するものとします。

(参考)

## 申請のポイント (Q&A)

Q1.申請は誰が行うのですか。

A1.協議会が設置されている場合には、協議会名で申請を行ってください。

協議会がまだ設置されていない場合には、協議会の事務局予定者（自治体でも企業でも可）が申請を行ってください。

Q2.予算の配分はどのように行われるのですか。

A2.実施団体を決定後、申請者に対して予算を配分することになります。

Q3.協議会に3以上の自治体が含まれる場合、全て同一都道府県外の自治体でなければいけないのですか。

A3.同一都道府県外の自治体が2以上含まれていれば結構です。

ただし、同一都道府県内の自治体が含まれる場合には、それぞれの自治体の課題、災害リスク、役割などが合理的に考慮されたものであることが必要です。

Q4.活性化と防災の取組の両方が含まれていなければいけないのですか。

A4.はい。協議会の活動計画として、活性化と防災の両方が含まれていることが必要になります。

Q5.予算は地域活性化、防災のどちらにも使えるのでしょうか。

A5.はい。どちらにも使えます。

Q6.H25年度の具体的な取組としては、災害に関する取組だけを先行して実施し、活性化の取組は後年度に実施することとしても応募可能ですか。

A6.可能です。ただし、応募状況によりますが、採択に当たっては、活性化と災害に関する取組をH25に実施する団体の採択が優先されることになります。

Q7.本業務の一部を第三者へ再委託することを予定していますが、当該第三者を協議会構成員として含めることは可能ですか。

A7.本年度の業務委託を受注するだけでなく、活動計画の中で当該第三者の役割が明確に位置づけられていることが必要です。